

I. 『学校いじめ防止基本方針』

1) 目的

平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、『学校いじめ防止基本方針』を策定する。

2) 基本理念と方針

仏教を基盤として建学された本校では、一般社会と自分、大自然と自分が深い絆で結ばれていることを知ること、自分一人では一瞬たりとも生命を保ち得ない、深い因縁の中に自分たちがいると気づくこと、そして自己への厳しさと他者への慈悲の心を持った人間になることを生徒に求めている。「共生」の精神のもと、謙虚に周りを思いやる豊かな想像力を働かせて互いの「命」の尊厳を重んじることは、生徒、教職員、すべての学校関係者が重視すべき規範である。

いじめ等防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを行うことである。したがって、いじめ等防止の基礎を規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを行うことが重要である。

いじめは、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命あるいは身体に重大な危険を生じさせるものであることに鑑み、本校の教育の根幹である「共生」の精神を基礎とし、いじめ防止に学校全体で取り組むことを基本方針とする。

II. いじめ防止のための組織 『いじめ防止対策委員会』

「生活指導部会」を基本組織とし、校長・教頭・養護教諭・カウンセラー・相談係長を加えて『いじめ防止対策委員会』とする。委員長は生活指導部長が務める。

定期的に委員会を開き、校長・教頭・養護教諭・カウンセラー・相談係長は必要に応じて随時参加する。

「各学年団・各担任」と緊密に連携し、いじめと認められる徴候が確認された場合はただちに対応をとる。

III. 具体的な指導・計画等

「いじめ」という行為は、作為であるか不作為であるかを問わず、特定の生徒を心理的又は物理的に攻撃する行為であり、相手の尊厳を踏みにじるもので、決して許されるものではない。「いじめ」が起らないようにするためには、互いの尊厳を尊重する意識を涵養し、生徒諸君が授業や行事に主体的に参加して充実感を持ち、規律ある落ち着いた態度で心身ともに健やかに過ごすことができる環境を整えることが肝要である。また、日頃から、職員間で情報共有を密に行うことにより、「いじめ」の未然防止・早期発見に努める。「いじめ」が確認された時には、解決に向けて学校全体で組織的に対応する。

以下、未然防止・早期発見・早期対応の具体的な対応を示す。

1) 未然防止

生徒に互いの「命」の尊厳を重んじること、「いじめ」は絶対あってはならないこと、あった場合は厳しく対処することを周知させる。

- ・ 「生活指導部便り」や「学年集会」等のあらゆる機会を通じて、互いの尊厳を尊重し、人の尊厳を損なう「いじめ」(インターネット上も含む)は決してあってはならないこと生徒に周知徹底する。
- ・ PTA等の機会を通じて、保護者に対しても「いじめ」に毅然として対応する姿勢を示し、子どもの日頃の状況に目を配っていただくことを要請する。
- ・ 「いじめ」は、日常生活の中のふとしたふざけ合いやコミュニケーションがうまくとれないことなどから発生することも多いので、「いじめ」につながる状況が発生しないように全職員で指導に努める。

2) 早期発見

「いじめ」は目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いなどがエスカレートして発生したりする場合があるので、些細な徴候であっても見逃さないように努める。

- ・ 「いじめ」と認められる徴候があった場合は、担任、学年会と緊密に連携をとり、状況の収束を図るべくすみやかに対応する。
- ・ 家庭での様子にいじめの徴候が認められないかを把握するため、担任が家庭と連絡を密にとる。またこのことを保護者に事前に周知する。
- ・ 相談室とも連携をとり、「いじめ」の訴え・相談がしやすい環境を整える。

3) 早期対応・再発防止

当該生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上でただちに適切に対応し、状況の収束に努める。

- ・ 生徒及び保護者から「いじめ」にかかわる訴えがあった場合は、当事者双方及び周りの生徒から個々に聞き取り、状況の客観的な把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保して不安を取り除き、できるだけ心の安定をはかる。
- ・ いじめたとされる生徒に対して状況を聞き取り、事実が確認されれば、ことの重大さを認識させる。なぜいじめてしまったのかを考えさせ、いじめは決して許されないことであることを理解させ、相手の苦しみや痛みに思いを寄せることができるように適切な指導をする。
- ・ 当事者双方が事後、学校生活に支障をきたさないように指導する。
- ・ 当事者双方に対して、担任・学年会と連携して再発しないように、継続的に指導していく。